

令和3年度山梨県新型コロナウイルス対策 子育て家庭休業助成金について (ひとり親世帯・市町村民税非課税世帯が対象です)

この制度は、新型コロナウイルスの感染拡大をより積極的に防止するため、小学校の分散登校等の要請や保育所等の登園自粛により、子どもが登校・登園を控え、子どもの世話をを行うため休業を余儀なくされた保護者に対し、休業に伴う収入減の一部を助成するものです。

◆助成対象者◆

以下の5項目の全てに該当する方が対象となります。

- (1) **市町村民税非課税世帯又はひとり親世帯**
- (2) 小学校 3 年生以下又は特別支援学級・特別支援学校・保育所・幼稚園・認定こども園等に通う子どもを持つ保護者（ただし、分散登校等の要請や保育所等の登園自粛により登校・登園をしなかったことに伴い、子どもの世話をを行うため休業された方）
 - ☞ 日曜日や夏休みなど元々休みの日は助成対象外となります。
- (3) 山梨県内に住所を有する者
- (4) 労働基準法第9条に規定する労働者又は事業活動を行う個人事業主
 - ☞ 事業所から賃金をもらって働いている方や自営業者を言います。アルバイトやパートの方も対象となります。
- (5) 休業期間中、**給与、事業所得**、労働基準法に基づく**休業手当金**、健康保険法に基づく**傷病手当金**、その他給与又は事業所得の補てんに当たる公的な給付金等が得られない者又は得ない者
 - ☞ 定休日、年次有給休暇、特別有給休暇、休業手当等の対象日は、助成対象外となります。
 - ☞ この助成金を受給した後に、この助成金制度の対象となる期間（8/25～9/12）のうち、同じ日に対して、現在国で検討中の同趣旨の助成金を受給する場合は、県の助成金の返還が必要となります。

◆助成内容◆

◇支給する助成金の額は、休業した日、一世帯につき一日 4,000 円です。

◇最大で13日を限度とします。（適用期間：令和3年8月25日～9月12日）

◆請求の方法◆

◇助成金請求書（様式第1号）に**必要書類**を添付し、令和3年11月1日（月）までに子ども福祉課あて郵送してください。 ☞ 裏面をご覧ください。

◆問い合わせ先◆

◇詳しい内容は、山梨県子ども福祉課家庭福祉担当（電話 055-223-1459）までお問い合わせください。

◇助成金請求書等の様式は、以下のホームページからダウンロードできます。

https://www.pref.yamanashi.jp/kodomo-fukushi/r3coronavirus_joseikin.html

手続き等、詳細は、子ども福祉課家庭福祉担当へお問い合わせください。

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内一丁目6-1
山梨県子育て支援局子ども福祉課 家庭福祉担当
電話：055-223-1459 FAX：055-223-1509
E-mail：kodomo-fukushi@pref.yamanashi.lg.jp

休業が終わった後に請求できます。
 なお、請求の期限は、令和3年11月1日(月)までです。

◎**助成金請求書**(様式第1号)に次の**該当する書類を添付**して提出してください。

番号	添付書類	ひとり親世帯		ひとり親以外	備考
		児童扶養手当 受給資格者	左記以外の ひとり親世帯の者	市町村民税 非課税世帯の者	
1	誓約書(様式第1号の1)	○	○	○	原本
2	就労証明書(様式第1号の2) ・要綱第2条(4)の労働基準法の適用を受ける労働者に該当する者	○	○	○	原本
3	就労申立書(様式第1号の3) ・要綱第2条(4)の事業活動を行う個人事業主に該当する者(直近の確定申告書の写し等を添付)	○	○	○	原本
4	振込先の記載がある通帳等の写し	○	○	○	写し
5	次のいずれかの書類 ・児童扶養手当受給者証 ・児童扶養手当支給停止通知書 ・ひとり親医療費助成金受給資格者証 等	※1 ○		※2、※3	写し
6	住民票謄本		○	○	原本
7	世帯全員の市町村民税非課税証明書 (18歳以上の方全員。ただし、高校生を除く)		※4	○	原本
8	戸籍謄本		○		原本
9	その他知事が必要と認める書類		○		

※1 番号5の書類を添付できない場合は、※2と同様の取扱いをします。委任状兼請求(申請)書を提出してください。

※2 番号6～8の書類は、事務手続きの負担軽減及び新型コロナウイルス感染拡大防止のため、委任状兼請求(申請)書を提出いただき、県が代理で請求受領いたします。

なお、証明手数料は、県内全市町村で免除の対象となります(県内市町村のみの対応)。

※3 番号6～8の書類が県内市町村になく、自身で取得する場合、請求時点で3ヶ月内の発行日であること。

※4 戸籍謄本及び住民票では、ひとり親世帯を証明できない場合は、個別に御相談ください。

郵送先はこちらです

〒400-8501
 甲府市丸の内一丁目6-1
 山梨県 子ども福祉課